証券コード　3926
平成28年６月10日

株　主　各　位

東京都港区赤坂二丁目14番５号
株式会社オープンドア
代表取締役社長　関　根　大　介

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区芝公園二丁目５番20号
メルパルク東京　３階　「牡丹」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第19期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役１名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.opendoor.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.opendoor.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、先進国を中心に回復基調を維持しましたが、中国を始めとした新興国の成長ペース鈍化や資源国の経済悪化により、全体的に緩やかな景気回復にとどまりました。

これに対し、我が国の経済は、世界経済の影響による不安要素はあるものの、雇用・企業収益の改善傾向が続き、総じて緩やかな回復基調を維持しました。

旅行業界におきましては、世界情勢不安や感染症などの影響により、日本人出国者数が前年比4.1%減の1,621万人となるなど、海外旅行者数は伸び悩みました。これに対し、訪日外客数は、過去最高を記録した前年の47.1%増となる約1,973万人を記録しました（出所：日本政府観光局（JNTO））。

このような状況のもと、当社は、旅行関連事業におきまして、ユーザー要望の強い空席表示対応商品を拡大し成約率を増加させるとともに、掲載料金を固定報酬型から成果報酬型へと切り替えを進め、収益率の向上に努めてまいりました。

また、口コミ情報の掲載都市の拡大、多言語対応の旅行比較サイトとの提携拡大等、ユーザー及び市場の動向に合わせた施策を適宜打ち出すとともに、積極的なSEO対策を講じたことが功を奏し、当社の月間ユニークユーザー数は平成28年３月には過去最高記録となる約363万人を記録し、月間平均ユニークユーザー数では約308万人となり、前年度の約220万人から40%の大幅増となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,468,279千円（前期比24.1%増）、営業利益849,651千円（前期比155.2%増）、経常利益840,631千円（前期比149.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は536,118千円（前期比33.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による50,000株の新株発行により175,720千円、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資60,000株により210,864千円の資金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第16期 (平成25年３月期)	第17期 (平成26年３月期)	第18期 (平成27年３月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　上　高(千円)	－	－	－	2,468,279
経　常　利　益(千円)	－	－	－	840,631
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	－	－	536,118
１株当たり当期純利益(円)	－	－	－	106.77
総　資　産(千円)	－	－	－	3,285,323
純　資　産(千円)	－	－	－	2,706,978
１株当たり純資産額(円)	－	－	－	527.37

(注) １．当社は第19期より連結計算書類を作成しております。

２．当社は平成27年10月20日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (平成25年３月期)	第 17 期 (平成26年３月期)	第 18 期 (平成27年３月期)	第 19 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　上　高(千円)	1,661,875	1,787,806	1,972,017	2,413,609
経 常 利 益(千円)	195,602	255,917	371,940	835,250
当 期 純 利 益(千円)	208,134	149,647	400,745	531,816
１株当たり当期純利益　(円)	79,440.67	30.02	80.39	105.91
総　資　産(千円)	1,717,958	1,623,665	2,217,738	3,200,752
純　資　産(千円)	1,267,686	1,408,273	1,787,288	2,702,677
１株当たり純資産額　(円)	254,300.27	282.50	358.53	526.53

（注）当社は平成27年10月20日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ホテルスキップ株式会社	86,000千円	100%	海外及び国内ホテルの予約、手配、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

これからの旅行業界は、店舗を中心とした営業を展開する旅行会社、インターネットによる営業を展開する旅行会社、そして店舗営業中心の旅行会社によるインターネット販売の拡販により、旅行会社間の競争がより一層激しくなるものと思われます。加えて、インターネットの普及に伴い、ユーザーがアクセスできる情報が飛躍的に増加したことから、ユーザーに提供すべき情報やサービスの質及び量も今まで以上に高いものが求められています。

また、IT業界におきましても、新たなサービスや技術が日々登場しております。そのような中、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① インバウンド対応を含めた海外向け事業の強化拡大

日本政府による査証要件の緩和及び羽田空港の国際化等に伴い、訪日外客数が著しく増加しており、2020年には東京オリンピックが開催されることが決定していることから、今後もこの傾向が続くことが予想されます。

また、欧米諸国、東アジア及び東南アジア諸国では、LCCのシェア拡大等に伴い旅行需要が増加しており、当社グループにとって魅力的な市場といえます。

当社グループでは、このような状況に対応するため、当社グループが提供する旅行比較サイトの多言語化展開を加速度的に推進し、日本国外のユーザーに対して充実した旅行情報サービスを提供することによって、訪日外客のみならず外国から外国への旅行を企図するユーザーの取り込みを図ってまいります。

② 新サービス及び新規事業の展開

多様化するユーザーのニーズに応えるため、当社グループは常に新しいサービスの提供を検討し、実施しております。

当社グループが運営するサイト「トラベルコちゃん」は、海外旅行及び国内旅行に関連する様々なコンテンツを提供しておりますが、当社グループとしましては、現状のコンテンツの量及び質に満足することなく、今後も、常にコンテンツ量の拡大及び質の向上を図ることにより、新たなユーザーの獲得を目指してまいります。

また、伝統工芸作品紹介サイト「GALLERY JAPAN」を契機とした工芸品関連事業をはじめ、国内・海外向け事業を問わず、新規事業の発掘、展開及び早期の収益化に取り組み、当社グループの事業基盤をより強固なものとするよう努めてまいります。

③　技術革新への対応

当社グループは、競争の激しいインターネット市場において継続的に成長を遂げるべく、新しい技術・事業モデルへの対応を継続的に行うことが重要な課題であると認識しております。インターネット市場においては、技術革新が絶え間なく行われており、スマートフォンやタブレットの普及率が向上し、関連するマーケットが拡大しております。このような事業環境のもとで当社グループが事業を継続的に拡大していくためには、スマートフォンやタブレットに限らず、次々と登場する新技術に適時に対応していくことが必要であり、常に先端技術の探求と普及に努め最適な商品やサービスを提供してまいります。

④　人材の確保及び育成

当社グループは、技術革新と市場の拡大が同時進行しているインターネット市場においては従業員の数及び質が競争力を左右する大きな要因であり、優秀な人材の採用及び継続的な育成が重要な課題であると認識しております。引き続き人材の採用や教育に注力するとともに、働き甲斐のある職場環境の構築に努めてまいります。

⑤　ブランドの知名度向上

当社グループが提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、サービスの知名度やグループ全体のコーポレートブランド価値の向上が不可欠であると考えております。また、当社グループの事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等を有利に進めるためにも、当社グループは、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
旅行関連事業	旅行比較サイト「トラベルコちゃん」「HOTEL SAURUS」の運営。

(6) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都港区赤坂二丁目14番５号
営　業　所	大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目３番13号

②　子会社

ホテルスキップ株式会社	東京都新宿区住吉町８番６号

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
138（14）名	7名増（4名増）

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134（13）名	7名増（4名増）	35.5歳	4.4年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年12月17日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　20,400,000株
② 発行済株式の総数　　5,210,000株
③ 株主数　　976名（うち単元未満株主数18名）
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
関根大介	2,851,000株	55.54%
株式会社ザ・パス・インベストメント	290,000株	5.64%
株式会社CHINTAI	275,000株	5.35%
佐藤茂	180,000株	3.50%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	174,200株	3.39%
カブドットコム証券株式会社	133,400株	2.59%
日本証券金融株式会社	90,100株	1.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	78,400株	1.52%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	69,000株	1.34%
エコートレーディング株式会社	59,000株	1.14%

（注）１．当社は、自己株式を77,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．平成27年10月２日開催の取締役会決議により、平成27年10月20日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行うとともに、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い発行可能株式総数は20,379,600株増加し20,400,000株に、発行済株式総数は5,094,900株増加し5,100,000株となっております。
４．平成27年12月17日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴い、公募増資及びオーバーアロットメントによる売り出しに関連して行った第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式総数は110,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成25年５月10日	平成26年12月10日
新株予約権の数		13個	24個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 13,000株 (新株予約権１個につき1,000株)	普通株式 24,000株 (新株予約権１個につき1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 150,000円 （１株当たり 150円）	新株予約権１個当たり 340,000円 （１株当たり 340円）
権利行使期間		平成27年５月11日から 平成35年５月10日まで	平成28年12月13日から 平成36年12月10日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	該当なし
	社外取締役	該当なし	該当なし
	監査役	該当なし	該当なし

（注）１．第１回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、その他取締役会が認めた場合は行使できるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

２．第２回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、その他取締役会が認めた場合は行使できるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

３．取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
４．平成27年10月２日開催の取締役会決議により、平成27年10月20日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関根大介	
取締役	不破良二	管理本部担当
取締役	小柳大介	事業本部長 ホテルスキップ株式会社取締役
取締役	清水淳子	みどり共同法律事務所弁護士
常勤監査役	桃井豊	
監査役	渡辺彰	渡辺彰公認会計士・税理士事務所所長
監査役	阪根信一	seven dreamers laboratories 株式会社代表取締役社長

（注）１．取締役清水淳子氏は、社外取締役であります。

２．監査役渡辺彰氏及び監査役阪根信一氏は、社外監査役であります。

３．監査役渡辺彰氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．平成27年10月21日開催の臨時株主総会において、関根大介氏、不破良二氏、小柳大介氏、清水淳子氏が取締役に、桃井豊氏、渡辺彰氏、阪根信一氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

５．平成27年10月21日開催の臨時株主総会において、社外監査役の丸尾智彦氏は任期満了により退任いたしました。丸尾智彦氏の退任時における重要な兼職は、澤田ホールディングス株式会社監査役、ファシリティパートナーズ株式会社社外取締役、HISJS株式会社社外取締役であります。

６．当社は、取締役清水淳子氏及び監査役渡辺彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役１名及び社外監査役２名と責任限定契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1名)	94,200千円 (900千円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	11,304千円 (4,800千円)
合計 （うち社外役員）	8名 (4名)	105,504千円 (5,700千円)

（注）１．上記には、平成27年10月21日開催の臨時株主総会において退任した社外監査役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成26年６月26日開催の第17回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成26年６月26日開催の第17回定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役清水淳子氏は、みどり共同法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役渡辺彰氏は、渡辺彰公認会計士・税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役阪根信一氏は、seven dreamers laboratories株式会社代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

・平成27年10月21日開催の臨時株主総会において退任いたしました監査役丸尾智彦氏は澤田ホールディングス株式会社監査役、ファシリティパートナーズ株式会社社外取締役、HISJS株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　清水淳子	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から、当社の事業運営に関し適宜発言を行っております。
監査役　渡辺　彰	当事業年度に開催された取締役会21回のうち16回、監査役会21回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役　阪根信一	平成27年10月21日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会９回のうち８回、監査役会９回のうち８回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、複数の企業にて役員を務めてきた経験から、適宜発言を行っております。
監査役　丸尾智彦	平成27年10月21日の退任まで、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、複数の企業にて役員を務めてきた経験から、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務及び財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、平成26年11月13日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議いたしました。

また、当社グループにおける内部統制システムをより強固にするため、平成27年４月14日開催の取締役会において、同方針を改定いたしました。

改定後の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「行動・倫理規範」及び「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

ロ. 当社は、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当取締役と、法務部をコンプライアンス担当部署とそれぞれ定めるとともに、コンプライアンス委員会を設置する。

ハ. コンプライアンス担当取締役、コンプライアンス担当部署及びコンプライアンス委員会は、共同してコンプライアンス・マニュアル等の実施状況を管理及び監督し、適切な研修の実施、内部通報外部窓口の有効活用等がなされるよう必要な手段を講じる。

コンプライアンス担当部署は、当社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努める。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの徹底を図るためのコンプライアンス・マニュアルの策定、役職員に対するコンプライアンス教育及び研修の実施、並びに役職員によるコンプライアンス遵守状況の調査及び問題がある場合の改善指示等を行う。

また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報外部窓口を設置及び運営するとともに、通報者を保護するために必要な社内規程を策定及び整備する。

ニ. 万一コンプライアンス上問題となり得る事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役が、直ちにその状況及び対策その他必要な事項を、取締役会及び監査役会に報告する体制を構築する。

コンプライアンス担当部署及びコンプライアンス委員会は、かかる事態の再発を防止するための施策を策定し、その内容を周知徹底する。

ホ.　当社は、執行部門から独立した内部監査担当部署として内部監査室を設置する。

内部監査室は、コンプライアンス担当部署及びコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

ヘ.　当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程、文書規程その他の当社社内規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保存しかつ管理する。

ロ.　当社は、取締役及び監査役が上記情報を必要に応じて閲覧可能な体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ.　当社は、「リスク管理規程」を策定し、当社代表取締役が、当社のリスク管理全般の統括者として、当社のリスク管理を行う。

ロ.　当社は、当社のリスクの管理に係る体制の整備及びリスク管理マニュアルの策定等を担当する組織としてリスク管理委員会を設置するとともに、内部監査室が各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.　当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。

ロ.　業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、目標を設定するとともに、各取締役及び部門の業務分担を定め、効率的な業務執行を行い得る体制をとる。

各部門においては、計画に定める目標の達成に向け、具体策を立案及び実行するとともに、定期的に取締役会に業績報告を行うことにより、経営計画の達成状況について取締役会によるチェックを受ける。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制

イ.　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(a) 当社は、当社が定める関係会社規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

(b) 当社は、子会社に対し、その営業成績、財務状況その他の重要な情報について、最低月一回報告することを求める。

ロ.　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、③イに定めるリスク管理規程において、当社グループ全体のリスク管理について定め、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを統括的に管理する。

(b) 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスク管理の推進にかかわる課題、対応策等を審議する。

ハ.　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、関係会社規程に基づき、当社グループの適正かつ効率的な運営を図る。

(b) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

ニ.　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、子会社に、その役員及び使用人が①イに定める「行動・倫理規範」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。

(b) 当社は、子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。

(c) 当社は、子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した内部通報窓口を利用する体制を構築させる。

ホ. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努める。

(b) 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたとき、当社は、当社の使用人の中から監査役補助者を任命するものとする。

ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

ハ. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が置かれた場合、監査役の指揮命令に従うべき旨を当社の役職員に周知徹底する。

⑦ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、随時各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行うこととする。

ロ. 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。

ハ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(a) 子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(b) 子会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、又は内部通報窓口に通報する。

(c) コンプライアンス担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告する。

⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による取締役、執行役員及び重要な使用人に対する個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

【当社における基本方針の運用状況】

① 上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、当社及び子会社の内部統制システム全般の運用状況について、内部監査室が中心となり内部監査を行い、その結果を代表取締役に報告しております。また、法務部が中心となりコンプライアンスに係る研修を定期的に実施しております。

② 取締役の職務の執行については、定時取締役会を月に１回、必要に応じて臨時取締役会も実施し、社外取締役１名を含む取締役４名のほか、監査役が出席し、重要事項の審議、決議を行っております。

③ 常勤監査役は、取締役会のほか、取締役等から業務執行の状況について直接聴取を行い、コンプライアンスの観点から日常業務レベルで監視できる体制を整備しており、監督機能の強化を図っております。

④ リスク管理委員会を年２回開催しており、具体的なリスクを精査し、リスク管理マニュアル等の改定を順次行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,907,571	流動負債	565,382
現金及び預金	2,533,961	買掛金	74,763
売掛金	313,077	未払法人税等	242,401
有価証券	10,309	その他	248,217
繰延税金資産	15,519	固定負債	12,961
その他	35,282	資産除去債務	10,761
貸倒引当金	△579	その他	2,200
固定資産	377,751	負債合計	578,344
有形固定資産	58,727	（純資産の部）	
建物	17,116	株主資本	2,699,069
工具、器具及び備品	41,611	資本金	648,292
無形固定資産	16,696	資本剰余金	478,728
投資その他の資産	302,327	利益剰余金	1,604,081
投資有価証券	20,400	自己株式	△32,032
繰延税金資産	122,582	その他の包括利益累計額	7,909
その他	159,356	その他有価証券評価差額金	7,909
貸倒引当金	△12	純資産合計	2,706,978
資産合計	3,285,323	負債純資産合計	3,285,323

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,468,279
売上原価		492,532
売上総利益		1,975,747
販売費及び一般管理費		1,126,095
営業利益		849,651
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	10	
保険配当金	42	
助成金収入	850	
その他	59	973
営業外費用		
支払利息	7	
支払手数料	232	
為替差損	3,169	
株式交付費	6,576	
その他	7	9,993
経常利益		840,631
特別利益		
投資有価証券売却益	38,392	38,392
税金等調整前当期純利益		879,023
法人税、住民税及び事業税	346,544	
法人税等調整額	△3,638	342,905
当期純利益		536,118
親会社株主に帰属する当期純利益		536,118

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	455,000	295,544	1,067,963	△47,840	1,770,667
当連結会計年度変動額					
新株の発行	193,292	193,292			386,584
親会社株主に帰属する当期純利益			536,118		536,118
自己株式の処分		△10,108		15,808	5,700
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	193,292	183,184	536,118	15,808	928,402
当連結会計年度末残高	648,292	478,728	1,604,081	△32,032	2,699,069

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	16,620	16,620	1,787,288
当連結会計年度変動額			
新株の発行			386,584
親会社株主に帰属する当期純利益			536,118
自己株式の処分			5,700
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△8,711	△8,711	△8,711
当連結会計年度変動額合計	△8,711	△8,711	919,690
当連結会計年度末残高	7,909	7,909	2,706,978

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,817,011	流動負債	487,314
現金及び預金	2,477,865	買掛金	26,216
売掛金	282,066	未払金	86,809
有価証券	10,309	未払費用	33,143
前払費用	29,086	未払法人税等	241,322
繰延税金資産	15,519	未払消費税等	61,014
その他	2,465	前受金	30,069
貸倒引当金	△302	預り金	8,739
固定資産	383,741	固定負債	10,761
有形固定資産	58,727	資産除去債務	10,761
建物	17,116	負債合計	498,075
工具、器具及び備品	41,611	（純資産の部）	
無形固定資産	16,696	株主資本	2,694,767
ソフトウエア	16,419	資本金	648,292
電話加入権	276	資本剰余金	478,728
投資その他の資産	308,317	資本準備金	472,036
投資有価証券	20,400	その他資本剰余金	6,692
関係会社株式	18,879	利益剰余金	1,599,779
差入保証金	55,736	その他利益剰余金	1,599,779
長期前払費用	6,142	繰越利益剰余金	1,599,779
保険積立金	79,425	自己株式	△32,032
繰延税金資産	122,582	評価・換算差額等	7,909
破産更生債権	12	その他有価証券評価差額金	7,909
その他	5,150		
貸倒引当金	△12	純資産合計	2,702,677
資産合計	3,200,752	負債純資産合計	3,200,752

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,413,609
売上原価		480,421
売上総利益		1,933,188
販売費及び一般管理費		1,092,794
営業利益		840,393
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	10	
受取手数料	1,200	
助成金収入	850	
保険配当金	42	
その他	54	2,161
営業外費用		
支払手数料	232	
為替差損	489	
株式交付費	6,576	
その他	7	7,305
経常利益		835,250
特別利益		
投資有価証券売却益	38,392	38,392
税引前当期純利益		873,642
法人税、住民税及び事業税	345,464	
法人税等調整額	△3,638	341,825
当期純利益		531,816

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	455,000	278,744	16,800	295,544	1,067,963	1,067,963
当期変動額						
新株の発行	193,292	193,292		193,292		
当期純利益					531,816	531,816
自己株式の処分			△10,108	△10,108		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	193,292	193,292	△10,108	183,184	531,816	531,816
当期末残高	648,292	472,036	6,692	478,728	1,599,779	1,599,779

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△47,840	1,770,667	16,620	16,620	1,787,288
当期変動額					
新株の発行		386,584			386,584
当期純利益		531,816			531,816
自己株式の処分	15,808	5,700			5,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△8,711	△8,711	△8,711
当期変動額合計	15,808	924,100	△8,711	△8,711	915,388
当期末残高	△32,032	2,694,767	7,909	7,909	2,702,677

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

株式会社オープンドア
　取締役会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　遠藤　康彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡田　雅史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オープンドアの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オープンドア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

株式会社オープンドア
　取締役会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　遠藤　康彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡田　雅史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オープンドアの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象
連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、当社は、平成28年５月12日開催の取締役会において、平成28年７月１日を効力発生日とした、株式分割を決議しております。

平成28年５月18日

株式会社オープンドア 監査役会
常勤監査役 桃井 豊 ㊞
社外監査役 渡辺 彰 ㊞
社外監査役 阪根信一 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため、社外取締役として取締役を１名増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
小出一郎（こいで いちろう） （昭和48年８月24日）	平成12年４月　弁護士登録 平成12年12月　鳥飼総合法律事務所入所 平成28年１月　和田倉門法律事務所開設 パートナー弁護士（現任）	0株

（注）１．小出一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小出一郎氏は、社外取締役候補者であります。

３．小出一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断しております。

４．当社は、小出一郎氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、小出一郎氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額になります。

５．小出一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役渡辺彰氏から本総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者山﨑亮雄氏は、監査役渡辺彰氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期が満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
山崎亮雄（やまざきあきお） （昭和44年１月10日）	平成３年４月　社団法人東京銀行協会/全国銀行協会入社 平成７年10月　青山監査法人入所 平成10年５月　公認会計士登録 平成11年８月　UBS銀行入社 平成15年１月　リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社 平成16年４月　公認会計士山﨑亮雄事務所設立 平成16年５月　税理士登録 平成16年６月　税理士法人赤坂国際会計事務所設立　代表社員（現任） 平成18年１月　公認会計士赤坂国際会計共同事務所設立　代表（現任）	0株

（注）１．山﨑亮雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．山﨑亮雄氏は、社外監査役候補者であります。

３．山﨑亮雄氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士、税理士として財務及び会計に関して幅広い知識を有しており、その専門的な知識を当社の監査に反映いただけるものと期待するためであります。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

４．当社は、山﨑亮雄氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、山﨑亮雄氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額になります。

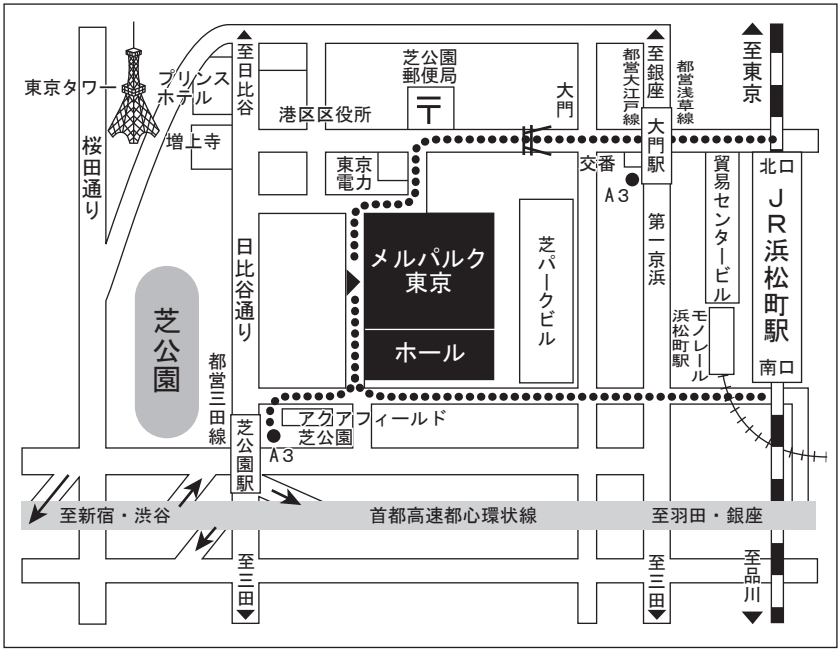
５．山﨑亮雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：メルパルク東京　３階　「牡丹」
東京都港区芝公園二丁目５番20号
TEL 03－3433－7212



■交通のご案内

地下鉄：芝公園駅（都営三田線）Ａ３出口　徒歩２分
　　大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）Ａ３出口　徒歩４分
JR京浜東北線・山手線：浜松町駅北口または南口　徒歩８分
モノレール：浜松町駅（北口）　徒歩８分

※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申しあげます。